

(様式 1-3)

福島県(田村市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|----------------------------|-----|--------------------|-----------------------------|----------|
| NO. | 30 | 事業名 | 田村市東部産業団地整備事業(基金型) | 事業番号 | (6)-46-3 |
| 交付団体 | 田村市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 田村市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | (860,166) 7,295,802(千円) | | 全体事業費 | (860,166) 10,947,766(千円) | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | |
| 産業団地を整備し、企業の受け入れ態勢を強化して、就労の場を確保することで、未帰還者の更なる帰還を促進し、定住化を図る。 | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 県の中心部と浜通りとの間に位置している田村市常葉町山根地区(旧緊急時避難準備区域)に、立地の相談がある大画地(10ha~20ha)を有する産業団地を整備し、企業の立地を促進して新たな雇用の場を確保することで、帰還の促進を図る。 【田村市震災等復興ビジョン P11】 (3) 就業機会の拡大 「市民が市内に定住するためには、就業の場の確保が大きな課題であり、特に、若者の就業機会を拡大することは、若者の定住促進と地域の活性化に直結することから、極めて重要である。市は、民間企業の経営に資するための支援に努め、経営の安定と雇用の拡大を促す」 | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成30~32年度> (既申請分) 用地費、実施設計、補償費、不動産鑑定 (今回申請分) 上水道工事、光回線工事、造成工事(1工区)、地質調査、上水道測量設計、光回線工事設計、上水道布設替補償、支障電柱移転補償 (今後申請予定分) 造成工事(2工区)、案内看板設置工事、確定測量 | | | | | |
| 地域の帰還環境整備との関係 | | | | | |
| 田村市の避難指示区域は平成26年4月1日に解除され帰還率は8割まで回復しているが、引き続き、帰還及び定住促進を図っていく必要がある。 現在、再生加速化交付金を活用して、田村市大越町に産業団地の整備を進めているが、すでに木質バイオマス発電所が立地を決定しているほか、複数の企業からも引き合いがあり、複数の企業等が産業団地への立地に興味を示しており、誘致交渉を進めている。 一方で、大画地(10ha~20ha)を必要とする企業からも進出相談を受けているが、条件面から入居が困難となっている企業も複数存在する。 そこで、旧緊急時避難準備区域である常葉町山根地区に大画地の産業団地を整備し、現在整備中の田村市産業団地には入居できない企業を受け入れ、就労の場を確保することにより、避難者の更なる帰還と定住化を促進する。 | | | | | |
| 関連する事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |